

平成 30 年第 1 回・西海市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 30 年 1 月 25 日 (木)
午後 1 時 00 分から午後 3 時 00 分
2. 開催場所 大瀬戸コミュニティセンター 3 階会議室
3. 委員定数 条例定数 19 人 現委員 19 人
4. 出席委員 (17 人)
会 長 1 番 岩崎信一郎
会長代理 2 番 太田 尚臣
委 員 3 番 白石 幸憲 5 番 松崎 常俊 6 番 志田 邦彦
7 番 岸本 六郎 8 番 知念 近海 9 番 高口 和子
10 番 大串 康明 11 番 岡 修治 12 番 松尾 均
14 番 田中 初治 15 番 朝長 久夫 16 番 辻尾 政幸
17 番 山下 裕史 18 番 水嶋 政明 19 番 三枝 政人
5. 欠席委員 (2 人)
4 番 山崎 友好 13 番 福田 務 (途中出席)
6. 議事日程
第 1 議事録署名委員の指名
第 2 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可処分取消について
議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請について
議案第 4 号 非農地通知の対象とするものの決定について
議案第 5 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

承認審議 土地改良事業に係る土地改良法第 3 条資格者証明について
報告事項 農地転用許可不要案件届出について
7. 事務局 事務局長：中村正且 局長補佐：神浦真吾 主査：山口智貴

8. 会議の概要

事務局 只今から平成 30 年西海市農業委員会第 1 回総会を開会いたします。本日、4 番：山崎委員より欠席の旨通告がありましたのでご報告いたします。なお、13 番：福田委員については少し遅れるとのことでしたので併せて報告いたします。

出席委員は在任委員 19 名中 17 名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、西海市農業委員会会議規則により、議長は会長が務める

こととなっておりますので、議事の進行は会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。西海市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議長 今回の議事録署名委員は、18番水嶋委員、19番三枝委員にお願いいたします。

議長 それでは、審議に入りますが議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから氏名を告げて発言をお願いします。

なお、第1号議案の補足説明が13番委員となっておりますので、さきに第2号議案から審議いたします。それでは、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」まず1番について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議に入ります前に3番の案件について1月24日に「許可申請の取下申立書」が提出されましたので、今回の審議案件から除外とさせていただきますのでご了承ください。

それでは「1番」を説明いたします。資料は4頁になります。所在が西海町七釜郷字橋神、の畑、計1筆・489㎡で利用状況は休耕地となっております。申請地の地番・譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請理由は現在の住家が老朽化であるので、当該土地に新たに住宅を新築するためとなっております。権利種別は使用貸借権設定「30年」となっています。

添付資料は、5頁から14頁までで、5頁に位置図、6頁に付近状況図、7頁に字図、8頁に現況写真、9頁に航空写真を添付しています。10頁に被害防除計画書、11頁に配置計画平面図、12・13頁に平面図、14頁に立面図を添付しています。木造2階の住宅1F・105.58㎡、2F・29.81㎡、計135.39㎡の住宅を建設し建築面積136.22㎡の申請となっております。10頁にもどり、申請地の造成計画の内容ですが、現状のまま利用するで、造成工事等行うことなく、現状のままにて使用するので被害の発生は生じない。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置として、敷地の東西は道路となっており、南北は住宅敷地となっているので被害の恐れはない。排水計画ですが、雨水は

水路放流。汚水・生活雑排水は、合併浄化槽処理となっています。

農地区分について、申請地は宅地や道路に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第2種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を地区担当委員お願いします。

5 番 本人と会うことができなかつたので、当該地区の推進委員に確認を取ってもらいました。1年位前までは野菜を作っていたそうですが、後継者もなく今回の申請となったとのことでした。現地を確認しましたが特に問題はないと思われますのでよろしくご審議ください。

議 長 ただ今議案第2号の「1番」について説明がありました。
これより質疑に入ります。
皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することにご異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」の「1番」については、申請どおりで許可相当といたします。

議 長 次に議案第2号の2番を議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 「2番」を説明いたします。資料は15頁になります。所在が西海町横瀬郷字池ノ久保、の畑、計1筆・288㎡で利用状況は果樹園となっています。申請地の地番・使用貸人・使用借人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請理由は現在息子夫婦が借家に居住しているが、手狭であるため自宅を父宅の近隣に新築したいとなっています。権利種別は使用貸借権設定「永久」となっています。

添付資料は、16頁から24頁までで、16頁に位置図、17頁に付近状況図、18頁に字図、19頁に現況写真、20頁に航空写真を添付しています。21頁に被害防除計画書、22頁に土地利用計画平面図、23頁に平面図、24頁に立面図を添付しています。木造2階の住宅1F・86.95㎡、2F・59.62㎡、計146.57㎡の住宅を建設し、建築面積89.43㎡の申請となっています。21頁にもどり、申請地の造成計画の内容ですが、盛土を行う最高1.5

m、最低0.1m、切土を行う最高0.5m、最低0.1m、土留め工事をする。周辺農地と距離があり側溝を設置することで特段被害を及ぼす恐れはない。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置・理由として、周辺農地と距離高低差があり特段被害を及ぼす恐れはない。建物配置を南側に寄せることで北側農地の採光に配慮して計画した。排水計画ですが、雨水は自然流下。汚水・生活雑排水は、合併浄化槽処理となっています。

農地区分について、申請地は宅地や道路に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第2種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議長 それでは補足説明を担当委員お願いします。

2番 先日、本人立会いのもと確認してまいりました。本人は現在市営住宅に住んでおられ妻子もおり手狭である事、親御さんの意向もあることから今回の計画になったとのことでした。現地は周囲が親御さんのみかん園で、東側が市道に面しており生活排水等についても特段問題はないものと判断いたしますのでよろしくご審議ください。

議長 ただ今議案第2号の「2番」について説明がありました。
これより質疑に入ります。
皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議長 ないようでしたら、本案について許可することにご異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」の「2番」については、申請どおりで許可相当といたします。

議長 次に議案第2号の4番を議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 「4番」を説明いたします。資料は34頁になります。所在が西彼町小迎郷字野中ノ辻、の田、計1筆・54㎡で利用状況は普通畑となっています。申請地の地番・譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請理由は現在隣地の果樹園（みかん畑）を所有していますが、駐車場がないため申請地を取得し農業用駐車場として利用しようと考えていますとなっています。権利種別は所有権

移転「売買」となっています。

添付資料は、35頁から41頁までで、35頁に位置図、36頁に付近状況図、37頁に字図、38頁に現況写真、39頁に航空写真を添付しています。40頁に被害防除計画書、41頁に利用計画図を添付しています。敷地にバラスを敷設し車2台分の駐車場を確保する計画の申請となっています。40頁にもどり、申請地の造成計画の内容ですが、現状のまま利用する（バラス敷き）切土・盛土はしないので被害の発生する恐れはない。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置・理由として、駐車場にするだけなので近傍農地への被害の恐れはない。排水計画ですが、雨水は自然流下。汚水・生活雑排水は、ないとなっています。

農地区分について、申請地は宅地や道路に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第2種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を担当委員お願いします。

17番 先日、推進委員と一緒に現地を確認しました。現状のまま利用するということですし、本人の農地しか周囲にはありませんので特別問題はないということを確認いたしました。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 ただ今議案第2号の「4番」について説明がありました。
これより質疑に入ります。
皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することにご異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」の「4番」については、申請どおりで許可相当といたします。

議 長 ここで13番委員が出席されましたので議案第1号「農地法第3条の規定による許可処分の取消についての1番を議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号「農地法第3条の規定による許可処分の取消願について」
「1番」を説明いたします。資料は2頁になります。別紙のとおり「農

地法第3条の規定による許可処分の取消願」の提出があったので審議を求めるというものです。3頁をお願いします。物件は西海町天久保郷字松山崎、の畑、計1筆・570㎡の申請となっています。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項については議案書記載のとおりです。本件は平成4年6月16日に申請、24日に西海町農業員会に交換による所有権移転の許可を受けた案件です。権利移転の登記が実施されず現在に至っています。申請事由としまして「必要がなくなったため」に農地法第3条許可処分の取消願を届出したものです。当時の譲り渡し人は、既に死亡し、願出人が相続登記しています。譲り受け人に対し、所有権移転登記について相談したところ「必要がない」との意向があり、今回の取消願の申出となっています。現地につきましては、非農地通知の申出により50頁に位置図、51頁に付近近況図、52頁に字図、53頁に現況写真がありますが、長い期間、耕作放棄され原野化している状況です。申請人の双方の合意により、願出がされており、願出のとおり許可処分を取り消したとしても特段影響はないものと判断いたします。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を担当委員をお願いします。

13番 まず、遅れて申し訳ありませんでした。

 当時、許可を受けて所有権移転を予定していたが、登記ができないまま現在に至っているということで、譲り受け人に確認したところ、必要がなくなったので処分の取り消しをお願いしたいということでした。特に問題はないと思われますのでよろしく願いいたします。

議 長 ただ今議案第1号の「1番」について説明がありました。

 これより質疑に入ります。

 皆さんから何かご意見等ございませんか。

 《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することにご異議ございませんか。

 《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。

 よって、議案第1号「農地法第3条の規定による許可処分の取消願について」の「1番」については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認

申請について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」1番を説明いたします。資料は42頁になります。所在が西海町中浦北郷字西釜敷、の畑の一部・694㎡で、平成28年3月25日の総会で審議し、平成28年4月12日に県から許可された案件の計画変更承認申請となっています。申請地の地番・申請人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請理由は風力発電所建設の計画立案のため、風況観測するために観測塔を設置する目的で実施した。現在風況観測塔を設置し観測中ですが、計画よりも風況データが芳しくないため、測定期間を延ばして観測することとしたいとなっています。権利種別は賃貸借で一時転用「2年」を「3年」に延長するとなっています。

添付資料は、43頁から48頁までで、43頁に位置図、44頁に付近状況図、45頁に字図、46頁に航空写真を添付しています。47頁に転用面積求積図、48頁に立面図を添付しています。一時転用の期間は農地の復元期間をふくめ3年以内とするとなっているため12月に事前に県へ相談したところ、申請内容に相当の理由があれば問題はないとのことでした。今回は期間内での延長申請になっており、農地復元計画も延長に伴う変更がされており、特段問題はないものと判断します。事務局からの説明は以上です。

議長

補足説明を担当委員をお願いします。

5番

先日、地権者と会いました。現地は議案書記載のとおり原野の状態でありました。周囲の農地についても影響はないと思われしますので1年間延長しても問題はないと思いますのでよろしくご審議ください。

議長

ただ今議案第3号の「1番」について説明がありました。

これより質疑に入ります。

皆さんから何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議長

ないようでしたら、本案について許可することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」の1番については、申請どおり承認することに決

定いたします。

議 長 次に議案第4号「非農地通知の対象とする事の決定について」を議題といたします。一括して審議いたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは資料は49頁をお願いします。議案第4号の非農地通知の対象とすることの決定について説明をいたします。今回は2件・2筆・1,374㎡について、審議を頂きたいと思えます。今回、申請者の方は2件の方となります。住所や所有者の詳細につきましては議案書に記載したとおりです。

1件目は1番の1筆となり、資料は50頁から54頁です。所有者は大村市宮小路三丁目の方で西海町天久保郷に縁のある方です。50頁に位置図、51頁に付近近況図、52頁に字図、53頁に対象地の現況写真、54頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請地となっています。現場のほうですが、雑木等が茂り原野化しており、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。2件目は2番の1筆となり、資料は55頁から59頁です。所有者は崎戸町蠣浦郷の方です。55頁に位置図、56頁に付近近況図、57頁に字図、58頁に対象地の現況写真、59頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請地となっています。現場のほうですが、雑木等が茂り山林化しており、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。

対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について聞取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。

議 長 それでは1番について補足説明を担当委員をお願いします。

7番 現地は山林化しており農地として復元する事は困難と判断いたしましたのでよろしくお願いします。

議 長 それでは2番について補足説明を担当委員をお願いします。

18番 先日推進委員と一緒に現地を確認いたしました。雑木林と言いますか原野化しており非農地通知の対象として何ら問題はないものと思えますのでよろしくお願いします。

議 長 ただ今、議案第4号の1番と2番について説明がありました。皆さんから何か質疑等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第4号「非農地通知の対象とすることの決定について」の1番と2番について非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 次に議案第5号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第5号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定についてご説明いたします。改正農業委員会法においては、農地等の利用の最適化の推進の公正な実施と各現場での農地利用最適化推進委員の活動の整合性を確保するため、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を定めるように努めなければならないこととされています。これにより前回12月の総会において指針案としてお示しし、意見等について集約をさせていただき、今回、策定についてお諮りをするものであります。なお、本指針については3年ごとの改選期に合わせて検証及び見直しを行うこととしております。よろしくをお願いします。

議 長 議案第5号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定について説明がありました。あらためて本案について意見等ありませんか。

～意見なしの声あり～

議 長 なければ策定する事にご異議ございませんか。

～異議なしの声あり～

異議なしと認めます。よって本案は原案どおり策定する事に決定いたします。

議 長 次に承認審議に入ります。

土地改良事業に係る土地改良法第3条資格者証明について事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは資料は65頁をお願いします。「土地改良事業に係る土地改

良法第3条資格者証明について」小迎地区県営農業競争力強化基盤整備事業について、土地改良法第3条の規定により承認の申出があったので、承認の可否について意見を求めるとなっています。内容については、土地改良法第5条第2項の規定に基づき、平成29年11月14日付けで公告のあった小迎南風崎土地改良区の設立、土地改良法第85条第2項の規定に基づき、平成29年11月14日付けで公告のあった小迎地区県営農業競争力強化基盤整備事業、農地整備事業（畑地帯担い手育成型）（区画整理工種）の施行、土地改良法第85条第2項の規定に基づき、平成29年11月14日付けで公告のあった小迎地区県営農業競争力強化基盤整備事業、農地整備事業（畑地帯担い手育成型）（農業用排水施設工種）の施行です。66頁に資格者名簿を掲載しています。今回は1件の方から求められています。66頁に土地明細を掲載しています。今回は1件・5筆について証明依頼が来ています。今回の申請は土地改良法第3条の規定に基づいた資格者として妥当かどうかの申し出がなされています。それぞれの農地の所有者・権利者となっており資格者として妥当と考えておりますので審議をお願いします。

11月・12月の総会において農地法第3条の規定による許可申請で許可した分となっています。

議長 　ただ今、小迎地区土地改良事業に係る土地改良法第3条資格者証明について説明がありました。

承認の申し出ということですが、皆様からご意見等ありませんか。

《なしの声あり》

議長 　ないようでしたら、本案について承認することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議長 　「異議なし」と認めます。

よって、土地改良事業に係る土地改良法第3条資格者証明については承認する事に決定いたします。

議長 　次に報告事項に入ります。事務局よりお願いします。

事務局 　報告事項の説明を行います。資料は67・77頁になります。平成30年1月受「農地転用不要許可案件届出について」説明をいたします。今回は2件の届出となっています。まず「1番」を説明します。資料は67頁です。本案件は福岡市中央区に事務所を有する携帯電話サービスを行う会社が大瀬戸町雪浦郷河通郷に無線基地局を開設する

事業分となります。申請地は大瀬戸町雪浦河通郷字フシノ木谷の物件で面積の一部10.75㎡に携帯電話の基地局を開設する事業分となります。地番・地目・面積・申請者と所有者につきましては、議案書記載のとおりです。土地保有者は雪浦河通郷の方です。工期は平成30年2月13日から平成30年3月31日を予定しています。関係資料は68頁から76頁まで、68頁に位置図、69頁に付近近況図、70頁に字図・設置予定図、71頁に現況写真・計画予定図、72頁に航空写真を添付しています。73頁に平面図、74頁に平面図・立面図、75頁に機器配置図、76頁に通信事業者としての認定資料を添付しています。

次に「2番」について説明します。資料は77頁です。本案件は大瀬戸町多以良内郷の方が同郷字井手（イデ）に農業用倉庫を建築する事業分となります。申請地は大瀬戸町多以良内郷字井手の物件で地番・地目・面積は議案書記載のとおりです。申請者は土地保有者で多以良内郷の方です。工期は平成30年2月13日から2月28日を予定しており、農業用資材等を保管する倉庫・木造トタン葺・平屋32㎡の建設とその敷地に50㎡の敷地の利用する計画となっています。関係資料は78頁から85頁までで、78頁に位置図、79頁に付近近況図、80頁に字図、81頁に現況写真、82頁に航空写真を添付しています。83頁に被害防除計画書、84頁に配置図、85頁に平面図・立面図を添付しています。83頁に戻り、申請地の造成計画内容ですが、現状のまま利用する。被害防除措置、被害の発生の恐れがない理由として、農地の切り盛り等の形状を変更するものではない。日照、通風、耕作などへの影響については、建物の高さを加減する3.0m程度。隣接する土地は耕作地もなく建築予定の倉庫は小規模である。排水計画については雨水を自然流下するとなっています。

事務局からの説明は以上です。

議 長 　　ただ今事務局から報告事項について説明がありました。何か意見等ありませんか。

　　ないようでしたら、ただ今、報告及び説明があったとおり届出について承認することといたします。

議 長 　　以上をもちまして本日の議案審議は全て終了いたしました。皆さんのほうから何かありませんか。

議 長 　　ないようでしたら次回の総会日程を決定したいと思います。

次回総会は

日時 平成30年2月26日(月) 午後2時00分から
場所 大瀬戸コミュニティセンター 3階会議室

これもちまして西海市農業委員会第1回総会を閉会いたします。
お様でした。

平成30年1月25日

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人